

北間連だより

No.72

平成28年 1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



札幌市：モエレ沼公園

《 主要目次 》

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ●札幌国税局長年頭あいさつ …………… 2 | ●「税を考える週間」行事関係 …………… 7～10 |
| ●北間連会長年頭あいさつ …………… 3 | ●活動だより …………… 11～13 |
| ●平成27年度納税表彰 …………… 4 | ●国税広報 …………… 14～16 |
| ●「税の標語」関係 …………… 5～6 | |

年 頭 の あ い さ つ

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭に当たりまして、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

北海道間税会連合会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、揮発油税等の個別間接税に関する正しい税知識の普及活動を幅広く展開され、平成元年4月の消費税創設の際には、事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、消費税定着運動や滞納防止のための完納運動を推進されました。

現在、消費税が日本の税収の中で最大の税目となり、消費税のあり方について国民の関心が一段と高まる中、貴会は、これまでクリアファイル「世界の消費税」の配布による消費税の啓発活動や、「税の標語」の募集を通じた租税教育活動、更にはe-Taxの利用促進など、様々な活動に取り組んでこられました。

また、単位会レベルにおきましても、納税貯蓄組合等との連携による「消費税期限内完納周知リーフレット」を用いた納税備蓄預金の活用の呼び掛けなど、新たな施策に取り組まれており、こうした会員の皆様方の御尽力に対しまして、心から敬意を表するとともに、間税会活動が広く一般の皆様にも理解されるよう願っているところであります。

さて、社会保障・税番号制度につきましては、昨年10月から個人番号及び法人番号が通知され、本年1月から順次、利用が開始されております。

税務関係書類を税務署に提出する際には、個人番号又は法人番号を記載することとなりますので、御協力をお願いいたします。

このような社会保障・税番号制度の導入をはじめ、各種課題に的確に対応し、税務行政を円滑に推進していくためには、我々国税当局の力だけでは十分ではなく、税務行政の良き理解者であり、消費税等の事業者で組織する間税会の会員の皆様方の御支援が不可欠であると考えております。

今後とも税務行政に対しまして、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、この平成28年が北海道間税会連合会のますますの御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



札幌国税局長
田 中 光 史

年 頭 の あ い さ つ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会会長

高 橋 則 行

さて、昨年12月に平成28年度税制改正大綱が決定し、「2017年4月に消費税率を10%に引き上げる際に軽減税率制度を導入する」こととされましたが、軽減税率対象の線引きをめぐり議論が重ねられてきた経緯からは、「消費税の逆進性の緩和」や「社会保障と税の一体改革」とはかけ離れた党利党略が優先したとの感は否めず、また、軽減税率導入により膨大な税収を失うほか、軽減税率適用の可否判断等で事業者、消費者双方に混乱をきたしかねないことなどを考えますと、これまで「単一税率の維持と給付付き税額控除制度の導入」を提言してきた間税会としては誠に残念なことであります。一方、軽減税率の対象品目を巡っては、各業界等から様々な要求が出てくることが懸念されますが、軽減税率制度の導入は「消費税の逆進性の緩和を図るため」という原点を忘れずに、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

ところで、間税会活動を今後とも活発に展開していくためには、何よりも会員増強による組織拡大と財政基盤の強化を図ることが大事であり、一昨年には全間連から最重点施策の一つとして「平成26年4月以降3年間で35%の会員増を図る」旨、提示・要請があり、これまでも皆様には多大なご尽力をいただいているところですが、退会者が多いなどにより会員の増強はなかなか難しいという現状でもあります。全間連から要請のあった「3年間で35%の会員増を図る」という取り組みも、やがて2年が過ぎようという時期になりましたが、会員増強に向け引き続き皆様のご協力をお願いする次第です。

また、消費税が税収の中で一番大きな税目になるなど、国の基幹税としての重要性が一層増す中、消費税が完納されることは極めて重要であり、「消費税完納運動の更なる推進」も最重点施策として掲げられ、皆様に消費税完納に向けた各種啓発活動に取り組んでいただいているところですが、今後とも積極手に推進していくことをお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

平成27年度 納税表彰受彰おめでとうございます 敬称略

国税庁長官表彰

木 賀 一 彦



北海道間税会連合会 常任理事
名寄間税会 会長

国税局長表彰

横 山 昭 仁

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
札幌東間税会 会長



小笠原 隆

北海道間税会連合会 常任理事
江差間税会 会長



小 泉 清 彦

深川間税会 副会長



鶴 渕 泰 子

北海道間税会連合会 常任理事
旭川東間税会 常任理事



河 合 昭 徳

北海道間税会連合会 常任理事
北見間税会 会長



税務署長表彰

碓 氷 晴 夫

札幌中間税会 理事

石 井 國 夫

札幌西間税会 常任理事

白 鳥 繁 喜

札幌東間税会 事務局

宮 本 裕 司

北間連理事 (札幌南間税会)

寺 井 雄 子

函館間税会 常任理事

上 参 郷 光 祐

小樽間税会 理事

福 居 正 憲

岩見沢間税会 理事

廣 野 勝 利

北間連常任理事・深川間税会会長

森 本 弘

旭川中間税会 理事

松 永 英 樹

北間連常任理事・室蘭間税会会長

田 中 敏 彦

北間連理事 (苫小牧間税会)

須 田 修 一 郎

北間連理事 (網走間税会)

故 春 日 井 茂

釧路間税会 理事

山 中 博

釧路間税会 理事

(注)各受彰者の役職につきましては、他の税務関係団体等の役職にも在る場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

平成27年度

「税の標語」

沢山の応募

ありがとうございます

平成27年度「税の標語」の応募数は10間税会から5084点で、前年度（4707点）に比べ377点の増加となっています。このうち、小中学生等からは4973点になっており、前年（4545点）に比べ428点の増加となっています。応募のあった作品については全間連で審査の結果、「全間連・入選」に7点の作品が受賞となりました。また各学校ごとに別途「北間連会長賞（優秀賞）」の審査が行われ、123点の作品が受賞となりました。各賞の受賞者には「税を考える週間」等において、該当間税会の会長、役員の皆様を通じて賞状と記念品が贈られましたが、表彰された生徒さんの笑顔はとても晴れやかな素敵なものでした。また表彰関係については地元新聞等にも取り上げられるなど、間税会活動の一端を知っていただく良い機会ともなりました。「税の標語」の募集は、税の標語を作る機会を通じて「税について考えてもらう」、「税を知ってもらう」という税の啓発等、間税会活動の一つとして取り組んでいるものです。特に租税教育という面からも沢山の子どもさんたちに応募していただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

◎応募状況

単会名	応募総数	応募状況	左記内訳		単会名	応募総数	応募状況	左記内訳	
			学校	一般				学校	一般
札幌東	142	札幌市立の小学校（1校）	142		室蘭	1171	室蘭市立の小学校（12校）	496	
函館	700	函館市立の小学校（4校）	700				登別市立の小学校（8校）	437	
岩見沢	1219	岩見沢市立の小学校（9校）	963				伊達市立の小学校（6校）	238	
		岩見沢市立の中学校（3校）	256		網走	193	網走市立の中学校（1校）	193	
滝川	372	滝川市立の中学校（1校）	372		十勝池田	14	浦幌町立の小学校（1校）	14	
旭川中	302	旭川市内の専門学校（1校）	229		根室	584	根室市立の中学校（6校）	203	
		一般（会員等）		73			別海町立の中学校（3校）	78	
旭川東	387	旭川市立等の中学校（2校）	349				中標津町立の中学校（2校）	188	
		一般（会員等）		38			標津町立の中学校（2校）	86	
小計	3122	学校・一般別の小計	3011	111	小計	1962	学校・一般別の小計	1962	0
合 計					5084	学校・一般別の合計	4973	111	

◎全間連「入選」作品

(敬称略)

【函館間税会】 函館市立亀田小学校 大崎 華奈
消費税 みんなの未来へ とどけよう

【旭川東間税会】 (株) 創芸社 馬道 さゆり
子供らの 輝く未来を守りたい
希望を託して 納める税

【岩見沢間税会】 岩見沢市立北村小学校 小松 すずな
税金は 未来へつながら 宝物

【室蘭間税会】 登別市立幌別西小学校 三上 来咲
税金で 日本全体 いい笑顔

【滝川間税会】 滝川市立江陵中学校 田中 あみり
納税は 平和な国への 第一歩

【根室間税会】 標津町立川北中学校 渡辺 美羽
考えよう 日本の未来と 消費税

【旭川中間税会】 植平印刷(株) 山本 裕悟
消費税 確かな未来へ 繋げるタスキ



「税の標語」受賞者の皆さんと共に (は～い…パチリ！)



札幌市立本通小学校の皆さん (札幌東間税会)



函館市立弥生小学校の皆さん (函館間税会)



函館市立柏野小学校の皆さん (函館間税会)



函館市立亀田小学校の皆さん (函館間税会)



函館市立青柳小学校の皆さん (函館間税会)



各賞受賞の皆さん (岩見沢間税会)



旭川福祉専門学校の皆さん (旭川中間税会)



道教育大付属旭川中学校の皆さん (旭川東間税会)



旭川市立中央中学校の皆さん (旭川東間税会)



網走市立第二中学校の皆さん (網走間税会)



浦幌町立上浦幌中央小学校 (十勝池田間税会)



標津町立川北中学校の皆さん (根室間税会)



標津町立標津中学校の皆さん (根室間税会)

*** 地元紙等でも大きく報道されました ***



平成27年度 「税を考える週間」協賛行事

各地で多彩に開催

「税を考える週間」(11月11日～17日)においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報広聴施策を官民挙げて集中的に実施しようというものであります。

このような趣旨を踏まえ、今年度も各地において間税会主催あるいは他の税務関係団体との共催などにより、講演会・研修会・街頭広報・税金クイズ大会・「税の標語」表彰(別掲)などが開催されましたが、税について改めて考え・知る機会となり、また、これら各種行事が地元新聞等にも大きく取上げられるなど、間税会等税務協力団体の存在・活動状況を大いにアピールすることにもなりました。

※「税を考える週間」行事実施状況

単会名	・講演会 ・講話	税の 作文朗読	研修会	横断幕	税 金 クイズ	税 の 標語表彰	街 頭 広 報	書道展 表 彰	セミナー	利き酒	消費税 完納リーフ	租税教室 税の相談	標語等 展 示
税団協	○	○											
札幌中			◎										
札幌西			◎										
札幌北	○												
札幌東				◎	○	◎							
函 館	△				△	◎	○	○	◎	◎		○	○
江 差	○												
小 樽	○		◎										
余 市			△				○						
倶知安	○		○							○			
岩見沢			○			◎					○		
滝 川					○	◎							
旭川中					○	◎						○	○
旭川東					○	◎						○	○
富良野			○										
名 寄											○		
留 萌	○				○		○						
稚 内	◎												
室 蘭						◎							○
苫小牧			◎							◎			
網 走						◎							
北 見													○
釧 路			◎								○		
帯 広	○												
十勝池田	○					◎							
根 室	○				○	○							○

(◎)～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事への参加

※研修会開催

札幌中間税会

11月17日(火)、東京ドームホテルにおいて丸尾札幌中税務署長の「税の役割と税務署の仕事」と題した研修会が行われました。財政の現状や国税庁の使命などの話のほか、国税庁ホームページの「Web-TAX-TV」の税務調査に関する動画が紹介され、皆、興味深く見入っていました。

※研修会開催

札幌西間税会(青年・女性部会)

11月25日(水)、ロイトン札幌において青年・女性部会合同による税務研修会が行われました。当日は札幌西税務署の鈴木審理専門官を講師にお迎えし、マイナンバー制度の個人情報の取り扱いと管理・運営・届出、そして今後のマイナンバーを活用しての税と社会保障制度の利便性などについて分かり易くお話しいただき、参加者一同、熱心に耳を傾けていました。

❖ 講演会開催

札幌北間税会 (女性部会)

11月9日(月)、札幌サンプラザにおいて間税会はじめ法人会等関係4団体合同(女性部会)の主催で鳥海謙一札幌北税務署長の「税アラカルト」と題した講演会が開催されました。財政の現状、納税環境の整備、消費税関係等の他、経験談を交えた話題豊富な署長のお話に参加者の皆さんは熱心に聞き入っていました。

❖ 横断幕掲示と税金クイズ大会開催

札幌東間税会

11月9日から11月20日までの間、菊水円形横断歩道橋(菊水6条4丁目)に「e-Tax」に関する横断幕を掲示し、その利用促進等を広く呼びかけました。また、利用11月13日(金)には、当会江別支部と他の税務関係団体との共催で江別市コミュニティーセンターにおいて来賓等を含む総勢100余名の中で「税金クイズ大会」が開催されました。参加者は国税に関する問題10、市税に関する問題10の合計20問の難題に取り組み、解答終了後、正解が発表されるたびに一喜一憂となるなど大変盛り上がったクイズ大会となりました。結果は東法人会江別支部会員Bチーム(友愛記念病院)が団体最優秀賞、屋根田恭子さんが個人最優秀賞に輝きました。



❖ 「セミナー」と「利き酒会」開催

函館間税会

11月16日(月)、ホテル函館ロイヤルで「人の一生と税の関わり」と題して明珍英一函館税務署長によるセミナーが開催され、人の誕生から亡くなるまでの間の税との関係を分かり易くお話しいただきました。



セミナー終了後、恒例の「利き酒会」を開催しました。利き酒クイズは10問で、全問正解者は無く、最高は8問正解が14名、次に7問正解が4名という結果でしたが、引き続き行なわれた懇談会では利き酒の成績優秀者への景品授与などで盛り上がり、盛会裏のうちに終了となりました。



❖ 講演会開催

江差間税会

11月16日(月)、「ホテルニューえさし」に於いて江差税務署の井上晴夫統括国税調査官による「身近な税について」、続いて宮本信江差税務署長による「税のはなし」と題した講演が行われました。相続税や贈与税などのお話に出席者は熱心に耳を傾けていました。



❖ 講演会とワインセミナー開催

小樽間税会

11月12日(木)、ニュー三幸において小樽法人会との共催により下佐真己小樽税務署長を講師にお招きし、「税金よもやま話」と題した講演会が開催されました。また、11月17日(火)には阿部眞久シニアソムリエを講師にお招きし、北海道産ワインの魅力や道内の果実酒製造免許場の推移を学び、阿部ソムリエが厳選したワインの味わい方、楽しみ方などを教えていただき大変有意義なセミナーとなりました。



❖ 街頭広報と税務研修会

余市間税会

11月11日(水)、イオン余市店前等において余市法人会及び青申会等との共催で街頭広報を行ないました。当日は土田昌司余市税務署長にもご参加いただき、道行く人にクリアファイル等を配布するなど、「税を考える週間」や間税会活動をPRしました。



❖ 講演会等開催

倶知安地方間税会

11月17日(火)、ホテル第一会館において税務関係団体との共催で門田昭倶知安税務署長の「日本酒の表示について」と題した講演会のほか、マイナンバー制度の研修会が行われました。研修会終了後、日本酒3種類で価格の高い順番とビール・発泡酒・ノンアルコールビールの3種類のうち発泡酒を当てるという利き酒会が行われ、参加者は出品された酒類を口に含み、自慢の舌で一生懸命挑戦していました。



✧ 税務研修会開催

岩見沢間税会

11月11日（水）、岩見沢平安閣において「相続税の話」と題して、宮田利朗岩見沢税務署長による研修会が開催されました。相続の意義、相続税の仕組み、相続税の改正のほか、相続税法の豆知識もご披露され、参加者一同熱心に耳を傾けていました。



間啓発や、期限内納入、電子申告納税利用促進などをPRしました。また、11月12日（木）には留萌産業会館において税務長講演会と税金クイズ大会が行なわれました。講演会では谷地田満留萌税務署長が「高齢化社会と税」をテーマにスクリーンを活用しながら



お話され、税金クイズでは税に関する3択問題20問が出題され、参加者は難問に一生懸命取り組んでいましたが、税について改めて考え、知る機会にもなったようです。



✧ 税金クイズ実施

滝川間税会

滝川地方法人等税務関係団体との共催により「ウルトラクイズ2015」と称する税に関するクイズの公募を行ないました。クイズに参加することにより税の意義を理解し納税意識の高揚と税についての知識を高めて貰いたいという趣旨のもと実施しているものですが、本年も2000名程度の応募がありました。

✧ 講演会開催 稚内税務署管内間税会連合会

11月25日（水）、稚内サンホテルにおいて札幌国税局鷲見直人消費税課長による「税に関するマイナンバー制度」と題した講演が行われ、制度の概要や税務関係書類への記載方法などについてお話をいただきました。また、吉田浩稚内税務署長からは「相続税・贈与税のしくみ」についてお話をいただきました。



✧ クイズ大会・税の標語展開催

旭川中・東間税会

11月15日（日）、アートホテルズ旭川に於いて法人会と共催で「おもしろ税ミナール！2015」が開催され、一般・会員合わせて約400名が来場しました。会場内には、先般行なわれた「税の標語」応募作品の中から優秀賞などを受賞した作品や間税会のポスター（世界の消費税等）を展示したほか、「世界の消費税」クリアファイルの配布を行うなど、税の啓発・間税会のPR活動に努めました。



✧ 税に関する作品展

室蘭間税会

11月11日（水）から17（火）までの間、「税を考える週間実行委員会」の主催により室蘭市民会館、登別市役所、伊達信金本店アトリウムムの三箇所において「税に関する作品展」が開催され、会場を訪れた人たちは、生徒さんたちが税について勉強し一生懸命考えて作った「税の標語」などの作品に見入っていました。

✧ 合同税務研修会開催

富良野間税会

11月9日（月）、富良野商工会議所において富良野地方法人會富良野支部、富良野青色申告会、富良野商工会議所中小企業相談所との共催で、「合同税務研修会」が開催されました。講師は富良野税務署上席国税調査官の加藤伊織様、藤田裕司様のお二人にお願いし、「改正税法」と「確定申告」についてお話をいただきました。



✧ 税務研修会等開催

苫小牧間税会

11月16日（月）、苫小牧市グランドホテルニュー王子にて税務研修会が開催されました。研修会では苫小牧税務署伊藤雅博副署長が「税の役割と税務署の仕事」をテーマに講演し、「税は健康で文化的な生活を送るための会費のようなもの」とお話しされた。研修会終了後は青年部会・女性部会主催による「道産酒を普及する会」が開催され、4種類の道産ワインと5種類の道産清酒の試飲が行なわれるなど、道産酒の味わいを楽しむと共にそのPRにも努めていました。



✧ 街頭広報と税務署長講演会等開催

留萌間税会

11月11日（水）、「税を考える週間推進委員会」主催により、「るもいプラザ」前など市内3箇所において街頭広報が行なわれました。この日は谷地田満留萌税務署長にもご参加いただき、道行く人に税を考える週



❖ 書道展・標語展

北見間税会

北見市租税教育推進懇話会及び法人会等税務関係団体との共催により、11月7日（土）から12月3日（木）までの間「まちきた大通ビル・パラボ」などにおいて「税の書道展・標語展」が開催されました。会場には北見市内の小中学生から寄せられた書道や標語の作品が展示され、多数の人が訪れ作品に見入っていましたが、「税を考える週間」の意義や、改めて税について考えてみる機会にもなったようです。

❖ 税務研修会開催

釧路間税会

11月17日（火）、釧路センチュリーキャッスルホテルにおいて釧路税務署河合幸一副署長による「国税よもやま話」と題した講演が行われました。講演では査察官の仕事に関するDVDや自らの経験談を交えたお話に、参加者一同大変興味深く聞き入っていましたが、この講話を通じて改めて「適正な申告と納税」が大事であると再認識したところです。



❖ 講演会開催

帯広間税会

11月11日（水）、ホテル日航ノースランド帯広において、帯広税務署管内青色申告会連合会（村上久司会長）及び帯広地方法人会（高橋勝坦会長）との協賛により、正岡裕章帯広税務署長による「税の役割と税務署の仕事」と題した講演会が開催されました。集まった100人を前に正岡署長は、税の役割や租税原則、歴史などを解説し、適正な納税申告等に向けた納税思想の普及について各団体への協力をよびかけられ、参加者は最後まで真剣に聞き入っていました。



❖ 税務講演会等開催

十勝池田間税会

11月13日（金）、十勝池田地方法人会・十勝池田間税会主催で十勝池田法人会池田地区会主管により、池田町「商工会館」に於いて、税務講演会・特別講演会が開催されました。税務講演会は玄海成美十勝池田税務署長が「相続税・贈与税のしくみ」と



いうテーマで講演され、続いて特別講演会として（株）ノウハウバンク代表取締役三科公孝氏が「まちのブランディング～地域のブランド化が企業も変える～」と題して講演され、参加者（45名）は熱心に聞き入っていました。

❖ 高校生の税金クイズ大会開催

根室間税会

11月14日（土）、根室商工会館において根室地方法人会との共催で「高校生の税金クイズ大会」が行なわれました。大会には根室高校の生徒が参加し、スクリーンに映し出された税に関する問題20問を三択形式の筆記により行われ、中には「昔のフランスにあった『かえる税』はどんな税金か」などのユニークな問題も出題され、参加者は頭をひねりながら一生懸命解答していました。今回は20問中、12問正解者が優勝となりましたが、この税金クイズを通して税について興味をもち考え知る機会となり、また、地元紙にも大きく取り上げられるなど、間税会等税務関係団体の活動を大いにアピールすることにもなりました。



❖ 講演会と税の作文朗読会開催

税団協

11月12日（木）、札幌プリンスホテル国際館パミールで北海道税務関係団体連絡協議会（税団協）主催による「札幌国税局長講演会と中学生の税に関する作文朗読会」が開催されました。講演では田中光史札幌国税局長が「適正な申告と納税のために～納税者サービスの充実に向けた取組紹介」と題して、国税庁の使命や任務、これらを理解してもらうための広報活動、マイナンバーの税務分野での利用法などについて分かり易く説明されました。続いて行われた中学生による税の作文朗読会では、道内205校8791編の応募作品の中から、内閣総理大臣賞、国税庁長官賞、札幌国税局長賞などを受賞した6人が作文を朗読しました。6人の作文はいずれも税についてよく勉強したことが伺われ、税の大切さを改めて考えさせられる内容であり、そして堂々と朗読する生徒さんに参加者は感心しながら聞き入っていました。



活動だより

◆北間連青年・女性部会長会議開催

11月12日（木）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局の鷺見直人消費税課長はじめ幹部の皆様をご来賓にお迎えし、北間連青年・女性部会長会議が開催されました。会議では組織拡大・財政基盤の強化、青年・女性部会の活動状況などの報告のほか消費税完納運動の更なる推進などが確認されました。会議終了後、税を考える週間行事の「札幌国税局長講演会と中学生の税の作文朗読会」に出席し、講演と作文朗読を聴講しました。

◆札幌5間税会青年・女性部会合同研修会
（幹事間税会—札幌南間税会）

9月12日（土）、札幌5間税会の青年・女性部会の合同研修会として、サッポロビール（株）北海道工場の見学会が行われました。当日は明るく爽やかなガイドさんの案内のもと、原料からビールが出来上がるまでの工程をじっくりと見学し、試飲コーナーでは出来上がったばかりのビールが喉元を心地よく流れ、続いて行われた懇親会ではジンギスカンとビールを堪能し、話に花が咲く楽しい交流会となりました。



◆パークゴルフ大会開催

—札幌北間税会青年・女性部会

8月22日（土）、「さとらんど」で青年部会・女性部会合同のパークゴルフ大会を開催しました。ちょっと少なめの8名の参加でしたが、お天気に恵まれ皆さん楽しくプレーされていました。

（写真が無く、豪快なショットをお見せできないのが残念です…？）



◆パークゴルフ大会開催

—札幌南・札幌東間税会

9月16日（水）、天然温泉森の湯「山根園パークゴルフコース」において、札幌南間税会と札幌東間税会の合同親睦パークゴルフ大会が開催されました。前日までの天候不順が嘘のような秋晴れに恵まれ、ホールインワンも続出。プレーの後は生ラムジンギスカンに満腹感を味わい、酷使した体は天然温泉にゆだね、自然の中で遊ぶ・味わう・癒すを十分に堪能した1日でした。

◆「4団体女性部会合同研修会」と
「ワインの夕べ」開催 — 函館間税会女性部会

10月26日（月）、函館国際ホテルにおいて税務関係4団体女性部会合同研修会が開催され、函館税務署の三浦佳宣法人課税第一部門統括国税調査官を講師にお迎えし「マイナンバー制度について」と題した研修会が行われました。いま一番ホットな話題ということで沢山の参加があり、熱心に聞き入っていました。その後、函館間税会青年部会・女性部会共催による懇親会「ワインの夕べ」が開催され、シニアワインアドバイザーである当会の副会長和田一明氏よりワインの説明を聞きながら、美味しい料理とワインを楽しみました。

◆青年部会・女性部会創立20周年会員の集い
—旭川中・東間税会（青年・女性部会）

9月30日（水）、旭川グランドホテルにおいて中・東間税会青年・女性部会創立20周年会員の集いが開催されました。湯浅中間税会青年・女性部会長の「20周年を迎えることが出来たのも会員皆様お蔭です」との挨拶に続き、鶴渕東間税会青年・女性部会長の乾杯で開宴となりました。抽選会も行われるなど終始和やかに進み、高東間税会副部会長の一本締めで盛会裏のうちに終了しました。

◆青年・女性部会合同税務研修会開催
—旭川中・東間税会（青年・女性部会）

11月5日（木）、中・東税務署幹部の講師によるマイナンバー等の研修会が行われ、DVD上映でのマイナンバーの概要や、会員から事前に寄せられた質問事項と一般的なマイナンバーについてのQ&Aのほか、税制改正の説明等に参加者は熱心に耳を傾けていました。



◆税務研修会開催 — 北見間税会

12月10日（木）、北見プラザホテルにおいて「消費税法の改正等について」と題して、講師に北見税務署の恩地隆浩法人第課税第一部門統括国税調査官と菅野洋上席国税調査官のお二方を講師にお迎えし、税務研修会が開催されました。分かり易い説明に参加者は熱心に聞き入っていました。

消費税は期限内に完納を!

消費税期限内納付に向けた啓発活動等が各地で展開

消費税は国税収入の中で一番大きな税目になるなど、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりですが、預り金的性格を有する消費税が不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らない（滞納）というようなことは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがねず、これらの点からも消費税が完納されるということは極めて重要なことです。（租税滞納状況は下段右に掲載。）全間連の最重点施策の一つにも「消費税完納運動の更なる推進」が掲げられ、研修会、説明会等、消費税の啓発活動等の拡充に努めることとされておりますが、昨年北間連として「消費税期限内完納推進宣言」を行い消費税完納への意識喚起を図ったところです。

一方、これらを受け、各単会においても消費税完納に向けた各種啓発活動が展開されておりますが、その取り組み状況の一部を紹介します。

◆消費税完納に向けたリーフレット作成

消費税完納運動の一環として、消費税完納に向けた備蓄預金への取組みなどを呼びかけるリーフレット（別掲13ページ参照）を作成し各会員への周知を図るほか、地元金融機関に対して店舗内への備え置きをお願いし、消費税期限内完納定着化への協力を要請するなどの活動が展開されています。このリーフレット作成等の活動は各地区の納貯連等と連携して行われていますが、最初の取組みは北見間税会、続いて網走間税会で行われ、その後、小樽間税会、岩見沢間税会、釧路間税会、名寄間税会とその活動の輪が広がっています。なお、稚内税務署管内間税会連合会、浦河間税会においても同様の活動に鋭意取り組み中ですが、今後これら活動に取り組む単会の拡大が期待されるところです。

各地で金融機関にリーフレット備え置きを要請

■小樽間税会

10月19日、間税会等4団体が小樽信金佐林史明理事長へ要請。



■釧路間税会

11月13日、間税会（佐藤会長：写真左）と納貯連が釧路信金佐藤禎一理事長へ要請。（同日、釧路信組にも要請）



■岩見沢間税会

11月11日、間税会（工藤会長：写真中央）と納貯連が空知信金熊尾憲明専務理事へ要請。



■名寄間税会

11月25日、間税会（木賀会長：写真左）と納貯連が北星信金岡本守理事長へ要請。



●札幌国税局管内の平成26年度租税滞納状況

（単位：百万円）

区 分	全税目①	消費税②	消費税構成比②/①
25年度末滞納残高	27,360	11,457	41.9%
新規発生滞納額	22,638	14,585	64.4%
整理済額	23,602	14,554	61.7%
26年度末滞納残高	26,396	11,488	43.5%

（札幌国税局ホームページ・報道発表資料より）

*平成26年度末の消費税の滞納残高（11488百万円）は全税目（26396百万円）の43.5%を占めている。

消費税の納税は、計画的に！

(公社)小樽法人会・小樽間税会・小樽青色申告会連合会・小樽地方納税貯蓄組合連合会では、①消費税をはじめとする税の啓発活動、②消費税等の納税資金の計画的な備蓄の推進と期限内完納の定着化に向けて取り組んでおります。

特に、消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆様を支払った大切な税金です。

納税資金の積立てによる備蓄に努めていただき、計画的に消費税を納税しましょう。

期限内納付のための納税資金の積立目安額

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。下表は、簡易課税制度適用事業者の方に月々の積立目安額を記載したものです。(下記積立目安額の計算については、税務上のため、経過措置が適用されるものは考慮していません。)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業・林業・漁業・ 建設業・製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業・ 運輸通信業・ サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%					
年間課税売上高	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000							
年間課税額	84	125	167	209	250							
積立目安額	8	12	16	20	24							
年間課税額	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0							
積立目安額	16	24	32	40	48							
年間課税額	1.4	2.4	3.2	4.0	4.8							
積立目安額	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0							
年間課税額	2.7	3.6	4.8	6.0	7.2							
積立目安額	3.2	4.8	6.4	8.0	9.6							
年間課税額	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0							
積立目安額	4.8	7.2	9.6	12.0	14.4							

消費税の備蓄預金のご相談は、市内金融機関に

納税資金の積立てに当たってのご相談は、小樽税務署管内の下記の市内金融機関にご協力をお願いしております。



(公社)小樽法人会・小樽間税会・小樽青色申告会連合会
小樽地方納税貯蓄組合連合会

消費税の納税は、計画的に！

名寄間税会・名寄地方納税貯蓄組合連合会では、①消費税をはじめとする税の啓発活動、②消費税等の納税資金の計画的な備蓄の推進と期限内完納の定着化に向けて取り組んでおります。

特に、消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆様を支払った大切な税金です。

納税資金の積立てによる備蓄に努めていただき、計画的に消費税を納税しましょう。

期限内納付のための納税資金の積立目安額

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。下表は、簡易課税制度適用事業者の方に月々の積立目安額を記載したものです。(下記積立目安額の計算については、税務上のため、経過措置が適用されるものは考慮していません。)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業・林業・漁業・ 建設業・製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業・ 運輸通信業・ サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%					
年間課税売上高	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000							
年間課税額	84	125	167	209	250							
積立目安額	8	12	16	20	24							
年間課税額	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0							
積立目安額	16	24	32	40	48							
年間課税額	1.4	2.4	3.2	4.0	4.8							
積立目安額	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0							
年間課税額	2.7	3.6	4.8	6.0	7.2							
積立目安額	3.2	4.8	6.4	8.0	9.6							
年間課税額	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0							
積立目安額	4.8	7.2	9.6	12.0	14.4							

消費税の備蓄預金のご相談は、金融機関に

納税資金の積立てに当たってのご相談は、名寄税務署管内の下記の金融機関にご協力をお願いしております。



名寄間税会・名寄地方納税貯蓄組合連合会

消費税の納税は・・・ 納税備蓄預金などを利用し 期限内に納めましょう！

岩見沢間税会、南空知地区納税貯蓄組合連合会では、

- ①消費税の啓発活動や滞納未然防止活動
- ②消費税等の納税資金の計画的備蓄の推進と期限内完納の定着化 に取り組んでおります。

特に、消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆が支払った大切な税金です。

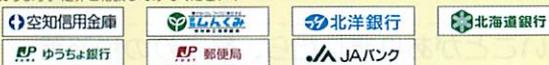
積立預金などを利用した納税資金の備蓄に努めていただき、計画的に消費税を納税しましょう！

期限内納付のための納税資金の積立目安額

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。下表は、簡易課税制度適用事業者の方に月々の積立目安額を記載したものです。(下記積立目安額の計算については、税務上のため、経過措置が適用されるものは考慮していません。)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業・林業・漁業・ 建設業・製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業・ 運輸通信業・ サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%					
年間課税売上高	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000							
年間課税額	84	125	167	209	250							
積立目安額	8	12	16	20	24							
年間課税額	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0							
積立目安額	16	24	32	40	48							
年間課税額	1.4	2.4	3.2	4.0	4.8							
積立目安額	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0							
年間課税額	2.7	3.6	4.8	6.0	7.2							
積立目安額	3.2	4.8	6.4	8.0	9.6							
年間課税額	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0							
積立目安額	4.8	7.2	9.6	12.0	14.4							

※ 納税資金の積立に当たってのご相談は、岩見沢税務署管内の次の金融機関にご協力をお願いしております。是非ご相談してみてください！



納税備蓄預金は 消費税の計画的な納税への 近道です！

釧路間税会・釧路地区納税貯蓄組合連合会では、①消費税の啓発活動や滞納未然防止活動、②消費税等の納税資金の計画的備蓄の推進と期限内完納の定着化に取り組んでおります。

消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆様を支払った大切な税金です。下記の「消費税率の引上げに伴う納税額と積立額の目安」を参考として、納税資金の積立てによる備蓄に努めていただき、計画的に消費税を納税しましょう。

消費税率の引上げに伴う納税額と積立額の目安

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業・建設業・ 林業・製造業等 (第3種事業)		飲食業・ その他事業 (第4種事業)		運輸通信業・金融業 保険業・サービス業等 (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%					
課税売上高	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000							
課税額	84	125	167	209	250							
積立目安額	8	12	16	20	24							
課税額	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0							
積立目安額	16	24	32	40	48							
課税額	1.4	2.4	3.2	4.0	4.8							
積立目安額	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0							
課税額	2.7	3.6	4.8	6.0	7.2							
積立目安額	3.2	4.8	6.4	8.0	9.6							
課税額	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0							
積立目安額	4.8	7.2	9.6	12.0	14.4							

消費税の備蓄預金のご相談可能な金融機関一覧



納税資金の積立てに当たってのご相談は、釧路税務署管内の以上の金融機関にご協力をお願いしております。

消費税 活かすみんなの間税会 釧路間税会
納税は 安心便利な 口座振替 釧路地区納税貯蓄組合連合会



たばこ税の手持品課税について

たばこ税関係法令の改正により、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。）の特例税率が廃止され、平成28年4月1日から4年間にわたり、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が引き上げられます。



● 平成28年4月1日現在の税率

区分	税目	税率（1,000本当たり）			1本当たり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国税	たばこ税	2,517円	2,950円	433円	0.433円
	たばこ特別税	389円	456円	67円	0.067円
地方税	道府県たばこ税	411円	481円	70円	0.070円
	市町村たばこ税	2,495円	2,925円	430円	0.430円
合計		5,812円	6,812円	1,000円	1.000円

● 手持品課税の概要

1 手持品課税の時期

手持品課税は、平成28年4月1日（金）に行われます。

2 手持品課税の対象となる場合

たばこの販売業者の方が、平成28年4月1日午前0時現在において、合計5,000本以上の紙巻たばこ三級品を販売のために所持している場合には、その所持する紙巻たばこ三級品が手持品課税の対象となります。

3 申告書の提出期限

平成28年5月2日（月）

4 税金の納付期限

平成28年9月30日（金）

たばこ税の手持品課税に関する情報は、下記HPで！

- ◆ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- ◆ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

◎ なお、御不明な点やさらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）、道税事務所・振興局又は市町村役場の税務課等にお尋ねください。



5,000万円超の国外財産を保有されている方へ 「国外財産調書制度」のお知らせ



《国外財産調書を提出しなければならない方》

居住者の方で、平成27年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した「国外財産調書」を、平成28年3月15日までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

《過少申告加算税等の優遇措置・加重措置》

「国外財産調書」を提出期限内に提出した場合には、「国外財産調書」に記載がある国外財産に関して申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が軽減されます。

また、「国外財産調書」を提出期限内に提出しなかった場合などに、その国外財産に関して申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が加重されます。

《不提出等に対する罰則》

「国外財産調書」に偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

☞上記のほか、詳しい情報は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。



「財産債務調書」の提出制度が創設されました



《制度の趣旨》

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、「財産及び債務の明細書」を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

《財産債務調書を提出しなければならない方》

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成27年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成27年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、平成28年3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

（注）「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

《過少申告加算税等の優遇措置・加重措置》

「財産債務調書」を提出期限内に提出した場合には、「財産債務調書」に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が軽減されます。

また、「財産債務調書」を提出期限内に提出しなかった場合などに、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が加重されます。

☞上記のほか、詳しい情報は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。



国税局・税務署

この社会あなたの税がいきている

相続税の申告が必要と思われる方へ

「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用ください！

注目

平成27年1月1日以降に亡くなった方の相続税の基礎控除額が引き下げられました！

改正後：**3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)**

(改正前：5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数))

亡くなった方の財産が
基礎控除額を超えそうな場合は…
国税庁ホームページで確認！



★ 国税庁ホームページ“www.nta.go.jp”

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

本文へ | サイト内検索 | 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

新着情報
訪問者別に調べる
税目別に調べる
所得税 法人税
源泉所得税 消費税
譲渡所得 印紙税
相続税 酒税
贈与税

パンフレット・手引き
税法・通達等・質疑応答事例
申請・届出様式
タックスアンサー(よくある税の質問)

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
あなたにも、マイナンバー。はじまります。

相続税・贈与税特集
相続税の申告要否判定コーナー

■ 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません
■ 税務職員が金融機関のATMの操作を求めたり、口座を指定して振込みを求めません

「相続税の申告要否判定コーナー」では、
法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定することができます。

